第４号様式（第７関係）

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿

【登録者情報】

登録番号	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
	（　－　）	有限会社名久井林業	名久井　武文	むつ市横迎町一丁目8-43	0175-22-1186	R4-1-286

【事業内容】

番号	事業内容
1	素材生産
2	造林・保育
③	素材生産・造林・保育

【森林経営管理実施権を受けることを希望する区域】

市町村名
むつ市・東通村・風間浦村・大間町・佐井村・横浜町

１　組織（役職員数）

役員数		林業現場作業員数		事務系職員数	
常勤	非常勤	常用 (うち通年)	臨時・季節	常用 (うち通年)	臨時・季節
2　人	0　人	9　人 (　　9人)	0　人	1　人 (　　1人)	0　人

２　雇用管理体制

雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
有	有	10　人	6　%	10　人	10　人	9　人	10　人

３　技術者・技能者の数

技術者・技能者数							
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネジャー	グリーンマイスター	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	技能士
6　人	2　人	1　人	3　人	1　人	2　人	人	人
技術者・技能者数							
林業技士	林業普及指導員	フォレスター(森林総合監理士)	その他 (　　)	その他 (　　)	その他 (　　)	その他 (　　)	その他 (　　)
2　人	人	人	人	人	人	人	人

４　林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	林内運材車	掘削機能付きグラップル	掘削機能付きフェラーバンチャ	その他
5　台	台	3　台	5　台	台	台	台	台	台	台	2　台	台

５　事業量等

実績【事業期間　　令和３年１月１日～令和３年１２月３１日】

	素材生産						
	主　伐			間　伐			
	面積(ha)	材積(㎥)	生産性(㎥/人日)	面積(ha)	材積(㎥)	生産性(㎥/人日)	
直営	26.71	8,610	9.9	116.64	7,115	5.1	
請負							
合計	26.71	8,610		116.64	7,115		
	造林・保育			左記以外の林業の事業量	事業区域(市町村)	素材生産の請負がある場合は、主な経営者名を記載	造林・保育の請負がある場合は、主な経営者名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	1.00				むつ市 東通村		
請負							
合計	1.00						

５年後の目標【事業期間　　令和９年１月１日～令和９年１２月３１日】

	素材生産						
	主　伐			間　伐			
	面積(ha)	材積(㎥)	生産性(㎥/人日)	面積(ha)	材積(㎥)	生産性(㎥/人日)	
直営	31.00	10,000	11.0	145.00	8,900	8.0	
請負							
合計	31.00	10,000		145.00	8,900		
	造林・保育			左記以外の林業の事業量（　　）	事業区域(市町村)	素材生産の請負がある場合は、主な経営者名を記載	造林・保育の請負がある場合は、主な経営者名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	15.00	50.00	80.00		むつ市、東通村、風間浦村、大間町、佐井村、横浜町		
請負							
合計	15.00	50.00	80.00				

６　素材生産量の増加又は生産性の向上

	はい
・生産量において５年間で約２割増加させる目標を有している。	☑
・生産性において５年間で約２割向上させる目標を有している。	☑
・生産量において一定の水準（5,000㎥/年）に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。	☑
・生産性において一定の水準（間伐８m3/人日、主伐１１m3/人日）に達しており、現状以上に向上させる目標を有している。	□

【目標達成に向けた具体的な取組内容】

国有林事業への積極的な入札参加、民有林の営業活動を展開し事業量の確保に努める。

７　生産管理又は流通合理化等

	はい
・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。	☑

【適切な生産管理の具体的な取組内容】

作業日報の分析により進捗管理を行い、生産性の低い公邸については、人員・機械の配置変更等を行い作業システムの変更・改善を行っている。

・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。　はい ☑

【製材工場等需要者との直接的な取引】

取引先名：　有限会社菊池製材所

【取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷】

取りまとめ機関名：　青森県森林組合連合会・青森県森林整備事業協同組合・ノースジャパン素材流通協同組合

【その他の取組内容】

自社で原木運搬を行い、流通の合理化・省力化に努めている。

８　造林・保育の省力化・低コスト化

	はい	１年以内に取り組む
・伐採・造林の一環作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省力化等に取り組んでいる。	☑	☐

【現在取り組んでいる又は今後取り組む具体的な内容】

国有林の分収造林地において低密度植栽、下刈りの省力化等に取り組んでいる。

９　主伐後の再造林の確保

（１）主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

	はい
・主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している。	☑
・主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している。	☐
・連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。	☐

連携する林業経営者名：

（２）適切な更新

	はい
・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新を実施している。他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。	☑
・青い森づくり推進機構と協定を締結し、再造林に係る協力金を拠出している（素材生産を行わない経営者にあっては、協力金を拠出している経営者と連携している）。	☑
・他者の所有する森林の主伐（針葉樹）面積の５割以上の再造林する計画を有している。	☑

【再造林計画の達成に向けた具体的な取組内容】

森林所有者に対して再造林を積極的に働きかける。再造林の入札に参加する。

10　素材生産や造林・保育の実施体制の確保

・素材生産又は造林・保育に関して３年間以上の実績がある。　はい ☑

・所属する現場作業職員の現場従事実績等が３年間以上ある。　☑

11　伐採・造林に関する行動規範の策定等

・経営者独自の行動規範を策定し、遵守している。　はい ☐　１年以内に策定予定 ☐

（今後策定するとした場合の策定時期：　　）

・所属する業界団体等が行動規範を策定し、遵守している。　はい ☑　１年以内に策定予定 ☐

（策定主体：　青森県森林整備事業協同組合）

（今後策定するとした場合の策定時期：　　）

12　雇用管理の改善及び労働安全対策（直接雇用する現場作業員を有する場合に限る）

・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化に取り組んでいる。　はい ☑

【雇用安定化の具体的な取組内容】

入札参加や民有林の取得を積極的に行い、安定的な事業量の確保に努め、通年雇用を行っている。

・現場作業職員への月給制度や週休２日制の導入、賃金水準の向上など労働条件の改善に取り組んでいる。　はい ☑

【労働環境改善の具体的な取組内容】

月給制度を導入している。有給休暇の積極的な消化を促し、職員の精神的・肉体的疲労解消に努めている。

・計画的な研修実施などの教育訓練の充実に取り組んでいる。　はい ☑

【教育訓練の充実の具体的な取組内容】

緑の雇用事業活用による技能者の育成と、キャリア形成や林災防主催の研修会・講習会等に積極的に参加している。

・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等へ加入している。　はい ☑

はい

・リスクアセスメントに取り組んでいる。 ☑

・防護具等の着用の徹底を図っている。 ☑

・外部機関による作業現場の安全巡回指導、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策に取り組んでいる。 ☑

【外部機関等による労働安全対策の具体的な取組内容】

全国素材生産業協同組合連合会による安全診断を受診し、修了証を取得している。

13　コンプライアンスの確保

はい

・役職員に対してコンプライアンスの教育を行っている（他者への請負により林業生産活動を行っている経営者は、請負者に対し適切な指示・指導を行っている。）。 ☑

・業務に関連して法令に違反していない ☑

・国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない。 ☑

14　常勤役員の設置（法人に限る）

はい

・常勤役員を設置している。 ☑

・常勤役員を設置していない場合、森林経営管理法の施行日から起算して３年を経過した日以降最初に招集される総会時までに設置するよう取り組む。 ☐

15　経営状況

はい

・経理状況が良好である。 ☑

・森林経営管理権の設定を受ける場合は、当該森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。 ☑

16　その他の情報

青森県森林整備事業協同組合が国有林との森林災害ボランティア協定を行っており、その実行を要請の都度担っている。